

福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会

委員長の選出について

福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱第4条の規定に基づき、委員長を選任するもの。

福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱（抜粋）

（委員長）

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。